

吹田市立消費生活センター条例及び同条例施行規則の一部改正骨子案

1 概 要

インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加など、市民生活を取り巻く状況が大きく変化する中で、市民に身近な消費生活センター（以下「センター」といいます。）の役割を再検討した結果、必要性の薄れた貸会議室を廃止するとともに、今後は、高齢者を始めとする市民の皆様の個別相談を中心に、センターを直営で運営します。

(1) 貸会議室の廃止

センターの貸会議室につきましては、消費に関することに限って貸し出ししてきましたが、その利用団体数が、平成 24 年度(2012 年度)には 8 団体であったものが、平成 28 年度(2016 年度)には 5 団体と減少していることから、その利用率も、平成 24 年度(2012 年度)の 18.2%から平成 28 年度(2016 年度)の 9.9%へと半減しています。(別紙資料参照)

このように、消費生活に限定した専用の貸会議室の必要性が低下したため、これを廃止することとします。なお、今後、消費に関する活動のために貸会議室が必要な場合は、コミュニティセンターなど近隣にある一般の施設を御利用いただくこととなります。

(2) 指定管理者による施設管理規定の廃止

貸会議室を廃止することに伴い、指定管理者による施設管理の規定を廃止します。

2 具体的な改正内容

センターの施設（貸会議室）の使用に係る規定及び指定管理者による管理に係る規定を削除します。

3 施行予定年月日

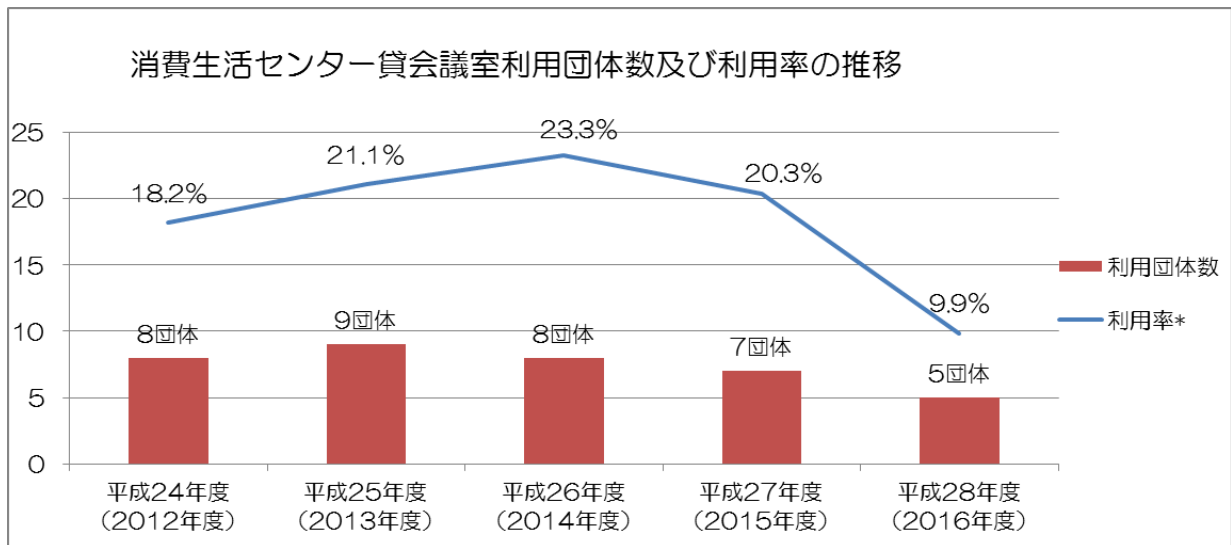
平成 30 年（2018 年）9 月 1 日

【資料1】吹田市立消費生活センター貸会議室利用団体数及び利用率の変化

	平成24年度 (2012年度)		平成28年度 (2016年度)	【増減率】
利用団体数	8団体	➡	5団体	▲37.5%
利用率*	18.2%		9.9%	▲45.6%

*利用率＝貸出回数÷貸出枠（開館日×2枠（午前・午後））

【資料2】吹田市立消費生活センター貸会議室利用団体数及び利用率の推移



*利用率＝貸出回数÷貸出枠（開館日×2枠（午前・午後））